



令和6年度収入支出決算報告

令和6年度の決算が組合会で承認されましたので、その概要をお知らせします。

決算概要

(単位 百万円)

一般勘定		令和6年度
健保	健康保険料収入	8,516
	その他収入	462
	収入計	8,978
	保険給付費	4,750
	納付金	3,466
	その他支出	900
	支出計	9,116
収 支		▲ 138
病院	収 入	10,792
	支 出	10,774
	収 支	18
健保・病院収支		▲ 120

対前年 105.1%
●保険料率据え置き
●標準報酬月額増による影響

組合員本人とその家族への
法定給付・付加給付の合計

国に支払う高齢者医療費への
支援負担(前期高齢者納付
金・後期高齢者支援金など)



決算が承認された組合会

【健保収支】

病院を含めた健保全体の損益は、約1億2千万円の赤字となりました。

収入

一般保険料率は10.0%で前年度と同率ですが、月額報酬の増額により増加しました。

支出

保険給付費は対前年比101.9%で、コロナ明け後の高止まり傾向が継続しています。高齢者納付金も同様に対前年比119.7%となり、コロナ前の水準に戻っています。

【病院収支(複式会計)】

昨年度に比べ入院・外来診療単価が上昇し、収入は前年比105.4%で、106億78百万円となりました。

支出は減価償却費以外の経費が軒並み上昇したことにより108億32百万円となり、事業損益は、約1億53百万円の赤字となりました。

なお、新型コロナ関連補助金収入は約290万円を計上し、トータルで約1億50百万円の赤字となりました。

組合会は、健保における最高議決機関です。保険料や予算、決算、事業計画、規約の変更などの重要事項を決定します。



公 告

第六三三号 規約の一部改正

●規約第四条別表一

「事業所の所在地変更」

「名鉄プロパティマネジメント株式会社」の所在地を「名古屋市中村区名駅四丁目八番二六号」に変更する。

●附則を次のとおり改める

この規約は、令和七年五月二二日から適用する。

第六二四号 組合会議員の変更

【就任】

選定議員

飯尾 元哉 (名古屋鉄道)

曾我部 航 (名古屋鉄道)

(令和七年五月二〇日)

江崎 正史 (名鉄ウパパートナーズ)

川本 晃平 (名鉄インフレ)

(令和七年四月二日)

宮川 学 (名鉄自動車整備)

(令和七年七月二日)

田結 英嗣 (名鉄アオト)

(令和七年六月八日)

互選議員

糸瀬 彩緒梨 (名古屋鉄道)

川本 龍馬 (名鉄ミライト)

(令和七年六月三日)

【退任】

選定議員

堀岡 整 (名古屋鉄道)

江坂 三生 (名古屋鉄道)

江尾 国博 (名鉄ウパパートナーズ)

船戸 和正 (名鉄インプレス)

(令和七年三月三日)

中澤 和博 (名鉄自動車整備)

(令和七年六月三〇日)

水野 英樹 (名鉄アオト)

(令和七年六月七日)

互選議員

長谷川 佳祐 (名古屋鉄道)

(令和七年六月八日)

濱崎 凌 (名鉄ミライト)

(令和七年六月二日)

第六二五号 組合会役員の変更

【就任】

選定理事

飯尾 元哉 (名古屋鉄道)

(令和七年六月二日)

【退任】

選定理事

堀岡 整 (名古屋鉄道)

(令和七年三月三日)

第六二六号 組合会役員の変更

組合会を経て次の通り新役員が

選任されました。

選定監事

曾我部 航 (名古屋鉄道)

以上のとおり公告します。

名古屋鉄道健康保険組合

理事長 加藤 悟司

理事 加藤 悟司

理事 加藤 悟司

理事 加藤 悟司



退職後の健康保険について

MEITETSU KENPO

現在お持ちの「健康保険証」

または「資格確認書」は、
会社へ返却してください。

退職日の翌日から使用できません



退職後は、新たに健康保険へ
加入します。

再就職や家族の被扶養者になる場合を除き、
ご自身で手続きしなければなりません



	再就職される場合	再就職されない場合（無職の方、自営業の方、パートの方 等）		
加入する健康保険	就職先の健康保険	名鉄健保 (任意継続被保険者として加入(最長2年間))	国民健康保険	ご家族の勤務先の健康保険 (被扶養者として加入)
手続き先	就職先	郵送・メール (窓口でのお手続きも可)	市区町村の窓口 (住民票のある市区町村です)	ご家族の勤務先 (被扶養者の申請手続きが必要)
留意点	就職先が社会保険の適用事業所の場合	手続きは、退職日の翌日から20日以内です	手続きは、退職日の翌日から14日以内です	手続き方などの詳細はご家族の勤務先または加入する健康保険組合へご確認ください

※75歳からはそれまで加入していた健康保険から後期高齢者医療制度(後期高齢者医療被保険者証)へ切り替わります。お住いの市町村から案内が届きます。

通院中の方は、受診の際に病院受付窓口へ、資格情報が変わったことをお伝えください。



お知らせ

現行の保険証の使用期限は令和7年12月1日です。早めのマイナ保険証の利用登録をおすすめいたします!!

※マイナ保険証の利用登録をしていない方には、11月頃に資格確認書を発行いたします。

接骨院でも健康保険が使えるってホント!?



ちょっと待ってください!

健康保険が使えるのは、外傷性が明らかな以下の症例のみですよ!

・打撲 ・捻挫 ・骨折
・脱臼 ・肉離れ(挫傷)



座りっぱなしで腰が痛い…
接骨院でも行ってみようかな…



そのほか、「病院で治療中だが、早く治したいため接骨院にも通院している」など病院と重複受診している場合は、健康保険は使えません。

このように、健康保険が使える範囲は限定されているため、施術内容について照会をさせていただく場合がございます。



皆様からお預かりした大切な保険料から支払われますので、
適正受診を心がけましょう!

健康保険が使えないケースは、
こちらをご覧ください。

ホームページリンク

接骨院等にかかるとき

http://www.meitetsu-kenpo.jp/benefit_index/refund_a/boneset

